

農地利用と政策・組織・地域

— 「地域まるっと中間管理方式」を素材として—

堀部 篤

東京農業大学

着眼点

- 政策の目標、KPI集積率 8 割、手段の齟齬
 - 自治体への委任内容
 - 集落協議への期待 ≠ むら機能
- 集積と集約の順序と取引費用
- 中山間地域における中間管理機構活用の可能性

1. はじめに

2. 各地の状況

- ・ 機構を活用した持続的発展モデル — 愛知県豊田市 —
— 地域まるっと中間管理方式とは何か —
- ・ 集落協議で何が起きているか — 新潟県村上市 —
- ・ 事前に集落行政協力体制があると？ — 岩手県花巻市 —
- ・ 集積後の集約は大変 — 宮城県角田市 —
- ・ 集約化には地代調整が有効 — 富山県入善町 —

3. なぜ、うまくいかないのか

4. おわりに

愛知県豊田市の事例から分かること

- まるっと方式、高価格販売、外部資金活用により、
条件不利地でも当面営農継続可能
- 合意形成可能な集落、補助金活用が上手な地元住民が必要
- 同様の取り組みは容易ではない
 - ・市内、県内でも、ほとんど真似できていない
- 範囲を広げることで、人口減少を前提とした持続的発展へ

地域まるっと中間管理方式の特徴

- 非営利型一般社団法人を設立 → 認定農業者
- 集落の全農地を中間管理機構を通じて、（一社）に貸付
 - 地域集積機構協力を獲得
- 営農部門
 - ① 担い手（オペレーター） （一社）の部門として生産 直接経営
 - ② 自作希望の小規模農家 特定農作業受委託
- 地域資源管理部門
 - 農地や農道の保全活動
 - 中山間直払、多面的機能支払の受け皿

農家の実感としては以前と変わらず生産・販売
→ 少しでも農業に関わっていたい人から、その関わりを奪うことなく、組織に参加可能

非営利型の一般社団法人のメリット

○節税効果

- 多面的機能支払等の出役日当は、通常農業所得として課税されるが、一般社団法人からの給与だと実質年65万円まで課税なし
- 地域集積協力金は、法人税等非課税（任意組織だと農業所得または雑所得）

○地域・集落活動の活性化

- 多面的機能支払、中山間地域直払による活動を安定的に実施
- 農業機械のリース事業等も非課税で実施可能

○事務負担が小さい

- 法人化しても、税の申告は必要なく、実質的に任意組織と同様の運営が可能（約10万円/年かかる住民税と総会）

事例の概要

<経緯>

- 集落で一つの農家が多く、農地を借受・作業受託していたが、**高齢によりリタイア**
 - 2011年 補助金を利用して
作業受託組織 **押井営農組合 設立**
 - 機械更新が困難 & 離農・不在地主対策
 - ・ 機構組合長 可知さん の助言
 - ・ キーパーソン 鈴木辰吉さん（市退職）
 - ・ 息子が就農
- **法人化・まるっと方式を選択**

<特徴>

- 中山間地域（愛知県豊田市）
- 「まるっと方式」の先発・成功事例
- 集落全戸が参加し、まるっと方式で集落の田のほとんどを活用
- 複数の交付金を活用
- 多様な構成員による農地利用
- 外部人材との関係構築にも積極的に取り組む。

（一社）押井営農組合概要

| | |
|-------|--|
| 法人名 | （一社）押井営農組合 |
| 地域類型 | 山間地域 |
| 設立年月日 | 2019年1月8日 |
| 前身団体 | 押井営農組合（任意団体） （2011年12月設立） |
| 理事 | 代表1人・理事4人 |
| 社員 | 農家23人 + 非農家2人 ¹ |
| 経営規模 | 経営面積 883a ² （うち直接経営 368a, 特定農作業受託契約 516a） |
| 労働力 | オペレーター2人 + 季節雇用3~5人 ³ |
| 備考 | 高付加価値米の契約販売「自給家族」への取組。 |

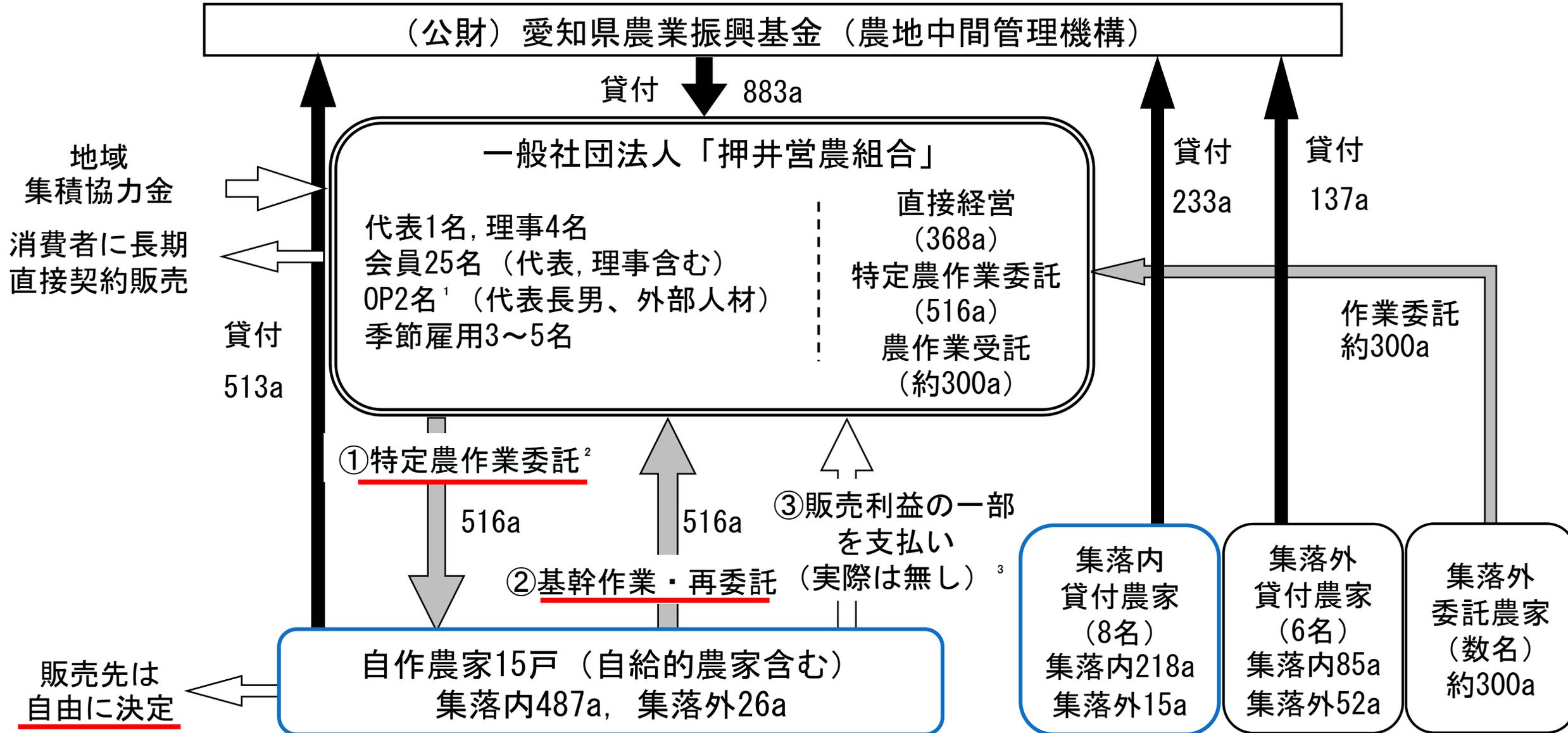
資料：押井営農組合代表へのヒアリング調査，HPより筆者作成。

註：1) 家族単位ではなく，個人で加入。

2) 経営面積の中には，集落外農地も含む。

3) 作業委託者は集落外に住んでおり，季節雇用である。

権利設定の仕組みと構成員別の関わり (2022年度)



資料：押井営農組合代表へのヒアリングにより筆者作成。

註：1) 「OP」は、基幹作業を担うオペレーターを指す。 2) 契約期間は、一年間で、解約の意向がなければ、自動更新。

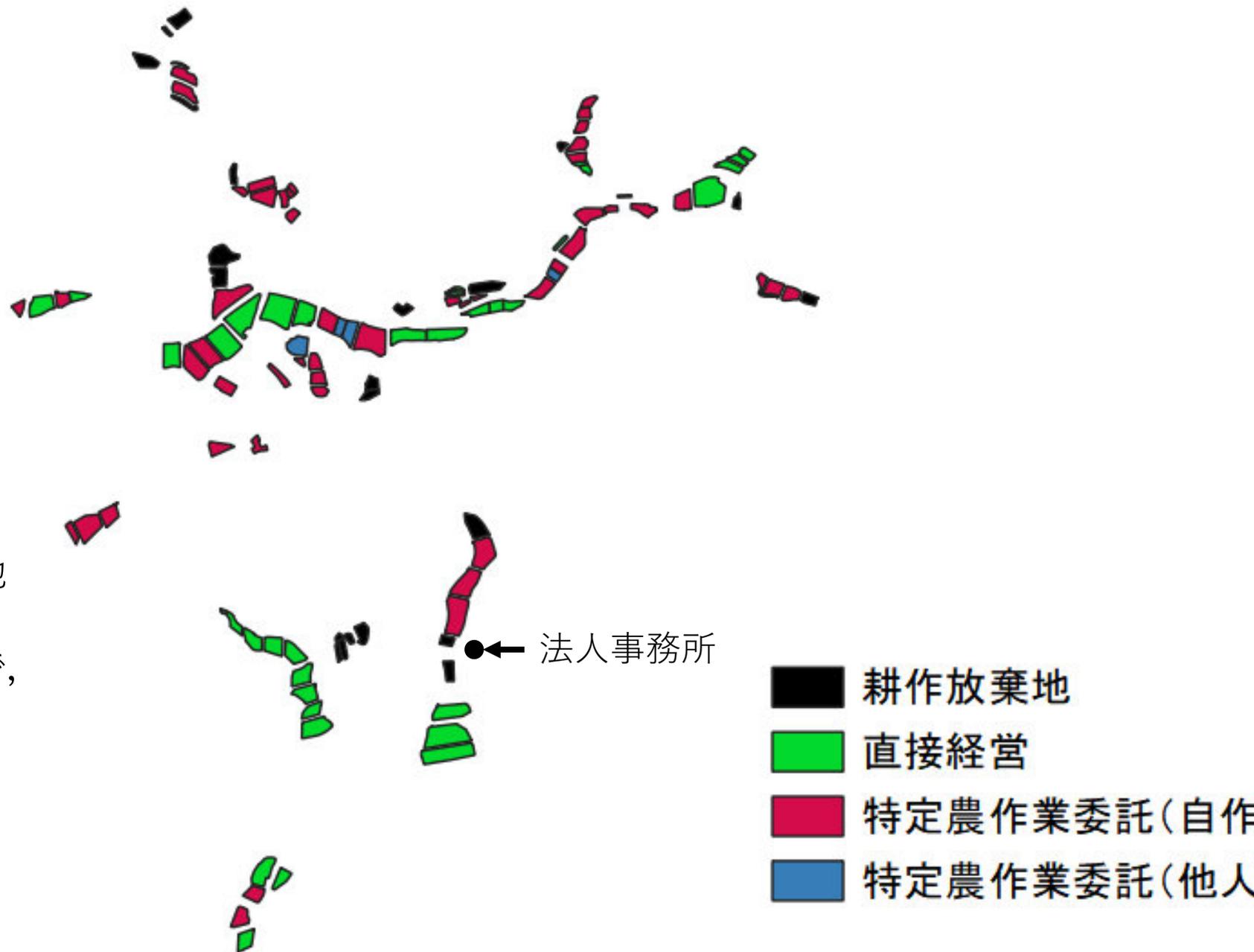
3) 販売利益の一部を地代相当分を支払う又は地代がない場合は支払いはなし。

農地の集積・集約 としての効果 (2022年度)

<特徴>

- ①小区画が点在
- ②ほとんどは山林（空白部分）
- ③まるっと方式導入による耕作地の移動（耕作者の変更）はない
- ④耕作放棄地は、ほとんどが畑で、法人の管理対象外

→効率的な農地利用 = 再配分
はできていない



資料：押井組合代表・農家へのヒアリング調査より，筆者作成。

註：1) 黒点は，事務所およびライスセンターの位置である。

2) 特定農作業委託（他人）は，所有者と特定農作業受託者が異なる農地

消費者への長期直接契約販売

| | |
|-------|---|
| 事業開始年 | 2020年 |
| 生産米 | 源流米ミネアサヒ |
| 契約期間 | 最低3年 |
| 契約家族数 | 90家族（2022年8月現在） |
| 栽培経費 | 30000円/1俵（玄米） |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2023年度生産米の契約は、すでに100家族（150俵）。 ・ 定期的に農作業、集落活動の体験を実施し、契約家族との交流機会がある。 |

資料：押井営農組合代表へのヒアリング及びHPより、筆者作成。



押井の里があなたの第二のふるさとになる

▼ 「自給家族」とは？

自給家族とは、組合と契約者が「一つの家族」となり、自分たちが食べるお米を自給しながら消費することで、双方が豊かになる、押井の里が提供する新しい仕組みです。

契約者は、組合と3年から10年の長期契約を結んでいただきます。契約に必要なお米、玄米1俵（80kg）当たり3万円を年々の納金いりで負担いただきます。収穫されたお米は、組合が大規模冷庫で蓄積し、10kg単位を単位として各県を巡回する時に配達するシステムです。

「ミネアサヒ」は「町産米」と呼ばれ、誰とどこ産地を自給するためのお米です。農薬の量も少ないお米、農薬・化学肥料を減らした「減農薬米」として生産します。

山村では、農産をリタイアされる農家が減少しているため農地を荒らさないよう積極的に売合う「家族」をその数だけ募集しています。

▼ 募集の内容

① 自給家族、追加募集

正課コース：3年以上、玄米1俵（80kg）/年以上
 準課しコース：1年以上、玄米0.5俵（40kg）/年以上

② ご家族用玄米の納付

10kg 5,000円（送料別払い）

▼ お申込み方法

押井の里・公式サイトより、お申込み下さい。
 アドレスはこちら → <https://oshii.net/family/>



資料：押井営農組合HPより引用

各種交付金の活用と財務状況

(単位：千円)

| 科目 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 |
|---------------------|---------|-----------|--------|--------|
| | 押井組合の設立 | 長期直接販売の開始 | | |
| 【売上高】 | | | | |
| ① 売上 | 208 | 116 | 3,204 | 2,905 |
| ② 受託作業収入 | 7,819 | 7,186 | 7,999 | 8,739 |
| ③ 補助金収入 | — | 15,468 | 607 | 481 |
| ④ 寄付金輸入 | — | — | 252 | — |
| ⑤ クラウドファンディング収入 | — | 1,971 | — | — |
| ⑥ 売上高合計 (①+②+③+④+⑤) | 8,029 | 24,742 | 12,065 | 12,127 |
| 【売上原価】 | | | | |
| ⑦ 当期商品仕入高 | — | — | 678 | — |
| ⑧ 売上原価 | 7,304 | — | 678 | — |
| ⑨ 売上総利益金額 (⑥-⑧) | 724 | 24,742 | 11,387 | 12,127 |
| 【販売費及び一般管理費】 | | | | |
| ⑩ 販売費及び一般管理費合計 | — | 21,971 | 17,006 | 16,524 |
| ⑪ 営業利益 (⑨-⑩) | — | 2,770 | -5,619 | -4,396 |
| 【営業外収益】 | | | | |
| ⑫ 営業外収益合計 | — | 592 | 3,067 | 1,064 |
| 【営業外費用】 | | | | |
| ⑬ 営業外費用合計 | — | 17 | 13 | 6 |
| 【当期純利益】 | | | | |
| ⑭ 当期純利益 | 1,178 | 3,274 | -2,636 | -3,427 |

<主な収入源>

長期直接契約販売

作業受託

- ・集落外からの作業受託
- ・自作農家の基幹作業再委託

補助金の活用

地域集積協力金 (令和元年度)

- ・創設時
- 中山間地域等直接支払制度 (法人会計外)
- ・機械購入
- ・構成員の作業手当て
- 多面的機能支払交付金 (ビオトープ)
- ・構成員の作業手当て
- ・備品の購入

収支が均衡するように、長期直接契約販売米の単価設定 (30000円/1俵)

創設時クラウドファンディング

- ・米の保冷库購入の補填

関係人口のステップアップ

○愛知県豊田市（山間部）押井の里 （一社）押井宮農組合

<https://oshii.net/>

0名 6 定住（集落農構成員へ）

1名 5 集落営農参加
（年間雇用・機械作業（オペレーター））

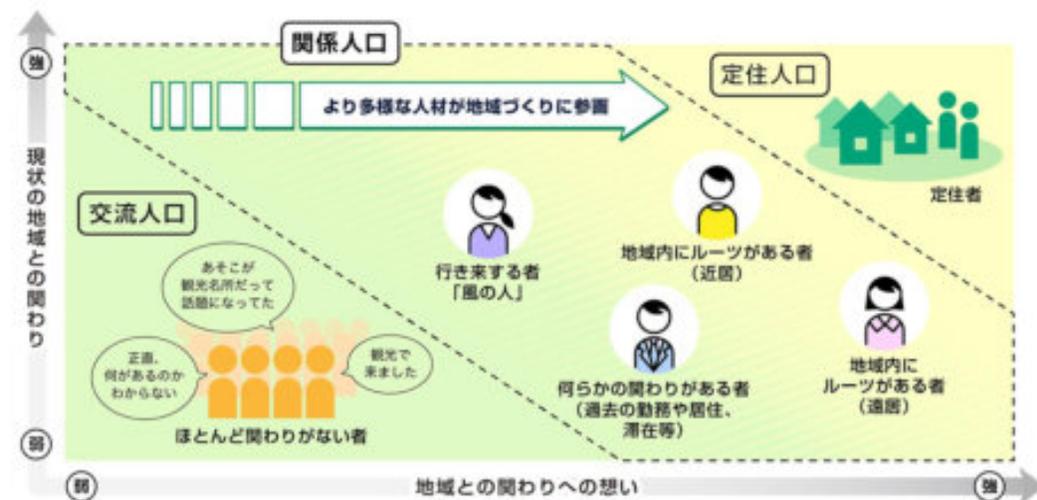
3名 4 集落営農参加
（季節雇用）

約30家族 3 自給家族
（農作業・困ったときの労務提供）

約100家族 2 自給家族
米トラスト・CSA・農業体験付で米買い支え）

毎年数十家族

1 農家民宿
（ちんちゃん亭・
法人代表の息子の妻）



まるっと方式の実態

- ①管理作業・縁故販売農家が農業継続しながら参加
←特定農作業受託による自作&基幹作業は法人に再委託
- ②農地再配分（管理農地交換等）はなく，効率化，集約化は進まない
- ③構成員離農後も権利が安定し、耕作が継続可能（法人または他の農家）
- ④中山間地域では、当方式のみで収支成立は困難
 - ・長期契約販売（1俵3万円）、中山間直払、機械導入補助（県単）
 - ・クラウドファンディング（ライスセンター）
- ⑤関係人口創出にも効果（手伝い→オペレーター1名確保）

人口減少への対応

- 基礎集落を越えた活動へ
- 自給家族＋農地まるっと中間管理方式
→ 敷島自治区（押井集落含む9集落）へ拡大
- 一般社団法人押井組合の範囲を広げ、名称変更、構成員変更
- 受け皿としての敷島自治区の取り組み
 - ・ 農村RMO しきしまの家 拠点施設
 - ・ プロジェクトの一つとして、農地保全プロジェクト
 - ・ 中山間地域直接支払交付金 集落機能加算
 - ・ 市単自由な交付金で、住民アンケート、地域活動計画策定が背景

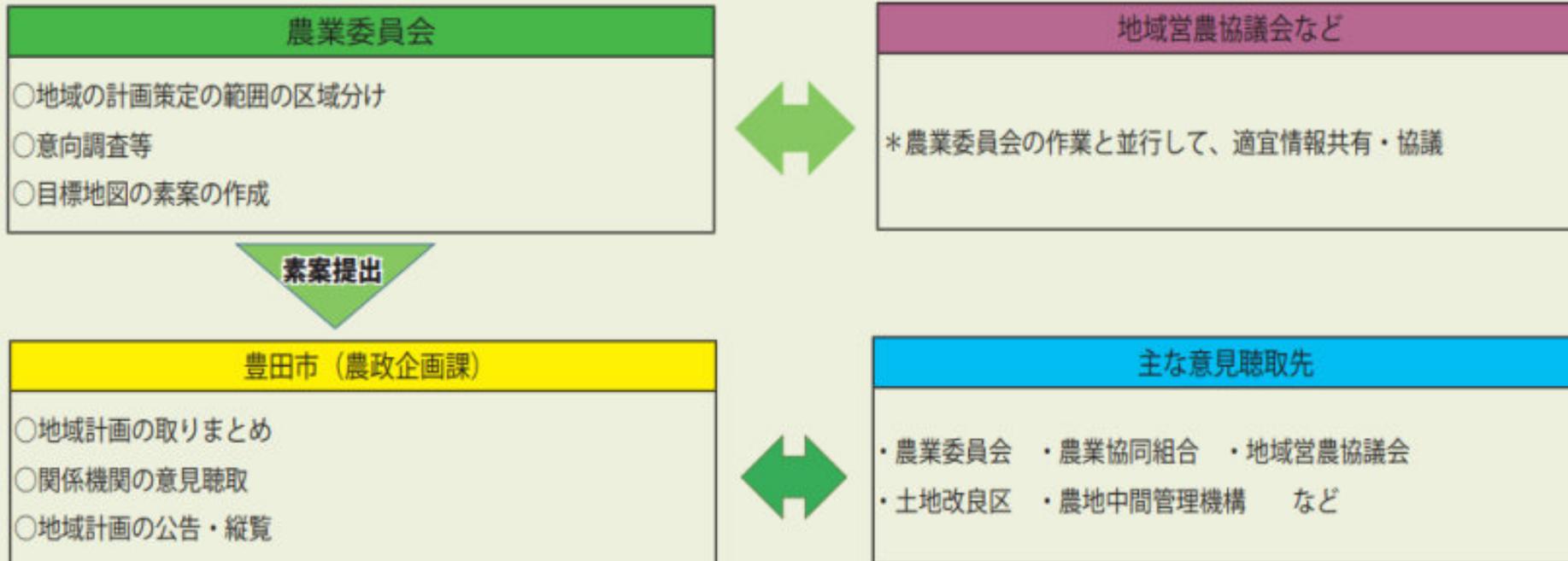
豊田市における地域計画策定方針

地域計画は豊田市（農政企画課）が作成する。農業委員会は、地域計画の前提となる目標地図の素案を作成する。
 （国の指針により、2年間（令和5年～令和7年3月末）で市内全域の計画策定を行います。）

■地域計画策定スケジュール

| 地域区分 | R 4 | R 5 | R 6 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| 先行的に取り組む地域 | 目標地図素案提出→ | 地域計画 | |
| 実質化した人・農地プランのある地域 | | 目標地図素案提出→ | 地域計画 |
| その他の地域 | | | 目標地図素案提出→ |

■地域計画策定の流れ



- 協議の場は広域（平成合併前町村）

- 意向調査を元にした調整は農業委員が個別に実施

- 一部地区以外は低調

（敷島地区（押井含む）、保見地区（前農業委員会会長））

- 事務局、農業委員会ともに、メリットは実感していない（法律対応、補助事業要件対応の案件）

1. はじめに

2. 各地の状況

- ・ 機構を活用した持続的発展モデル
- ・ 集落協議で何が起きているか
- ・ 事前に集落行政協力体制があると？
- ・ 集積後の集約は大変
- ・ 集約化には地代調整が有効

- 愛知県豊田市 —
- 新潟県村上市 —
- 岩手県花巻市 —
- 宮城県角田市 —
- 富山県入善町 —

3. なぜ、うまくいかないのか

4. おわりに

村上市の例から分かること

- 地域計画を模範的に進めても効果は限定的
- むらは、個別の利害調整に関わりたくない
 - 複数の担い手がいる場合の優劣をつけたくない
 - ある時点での担い手に無理に集めない

地域計画 策定の経過

- 模範的
 - ・アンケート
 - ・集落協議
 - ・農業委員、市職員の参加

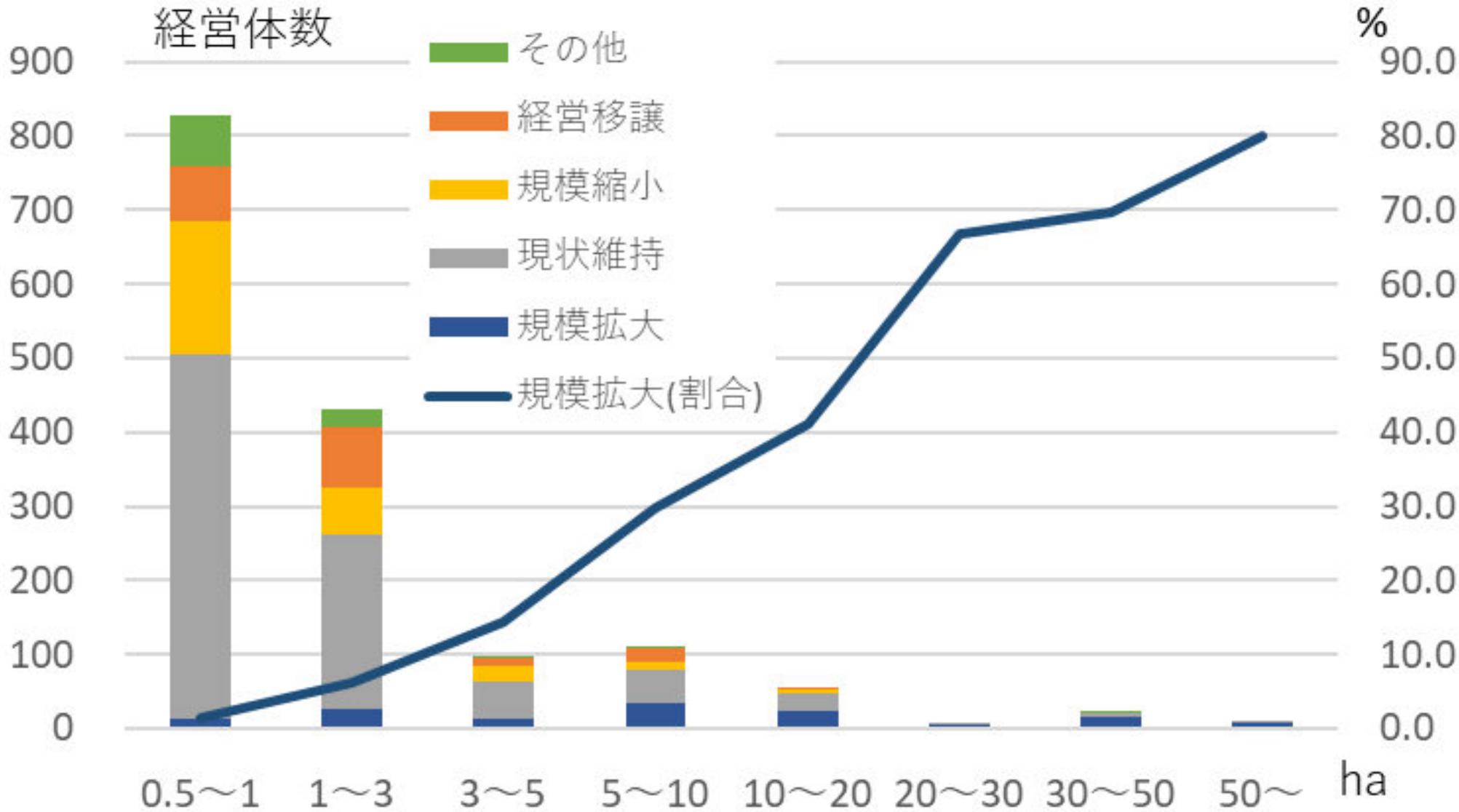
- 実態
 - ・離農予定者の農地の情報共有

| 年度 | 月 | 内容 | 備考 |
|------|----------------------------|----------------------------------|--|
| 2021 | 9月 | 市基本構想改訂 | |
| 2023 | 5月 | 農業委員会総会 各地区支援チーム会議 農家組合長会議 | 計画策定（意向調査・集落協議）方針説明 協議および意向調査の進め方説明 |
| | 7月 | <u>全農家意向調査</u> | |
| | 9月 | <u>地図作成</u> | 意向調査反映 |
| | 9月 | 市基本構想改訂 | |
| | 11, 12月 | 全体協議 （まとめシート） | 村上地区3カ所、荒川地区2カ所、神林地区2カ所、朝日地区5カ所、山北地区2カ所 |
| | 主に 2023年12月 ～2024年3月 | 集落協議事前調整 集落協議開催 | 農家組合長（または集落内の担当者）が日程、場所、支援チーム派遣の有無を調整し、市へ連絡。集落ごとに、代表者1名、協力員2名を決める。 配付資料は、現況地図、意向調査反映地図、離農予定地図 議題は、色分け地図の確認、離農予定農地への対応、その他の課題 |
| | ～7月 | 集落協議実施報告 （まとめシート） | |
| 2024 | 9月 | 地域計画案の作成 | （以降は予定） |
| | 11月 | 地域計画案の説明会 | |
| | 1月 | 地域計画案の公告 | |
| | 2月 | 地域計画の策定・公告 | |

村上市朝日地区 X集落での集落協議

(当日、表示します)

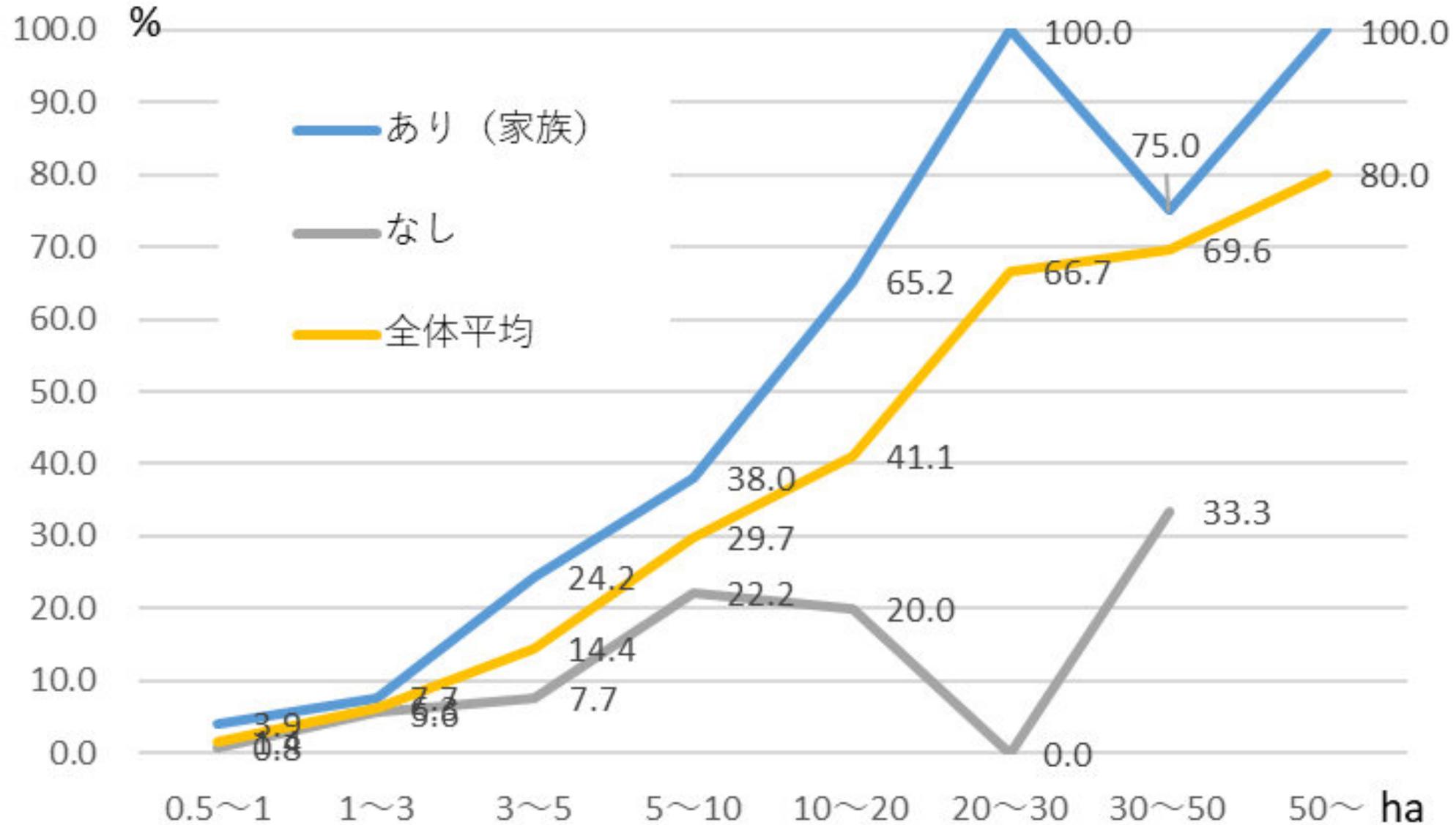
村上市 水田経営体の経営意向（規模別）



堀部篤 (2024b) 「農地市場の動向と集積・集約に向けた取り組み」農政調査委員会編『日本の農業267 地域計画と法人・農家の経営構造—新潟県村上市の統計・アンケート・実態分析—』農政調査委員会。

注) 村上市 『地域計画に向けたアンケート調査』と『水田台帳』を突合して作成。

水田経営体の経営意向（後継者の有無別）



1. はじめに

2. 各地の状況

- ・ 機構を活用した持続的発展モデル
- ・ 集落協議で何が起きているか
- ・ 事前に集落行政協力体制があると？
- ・ 集積後の集約は大変
- ・ 集約化には地代調整が有効

- 愛知県豊田市 —
- 新潟県村上市 —
- 岩手県花巻市 —
- 宮城県角田市 —
- 富山県入善町 —

3. なぜ、うまくいかないのか

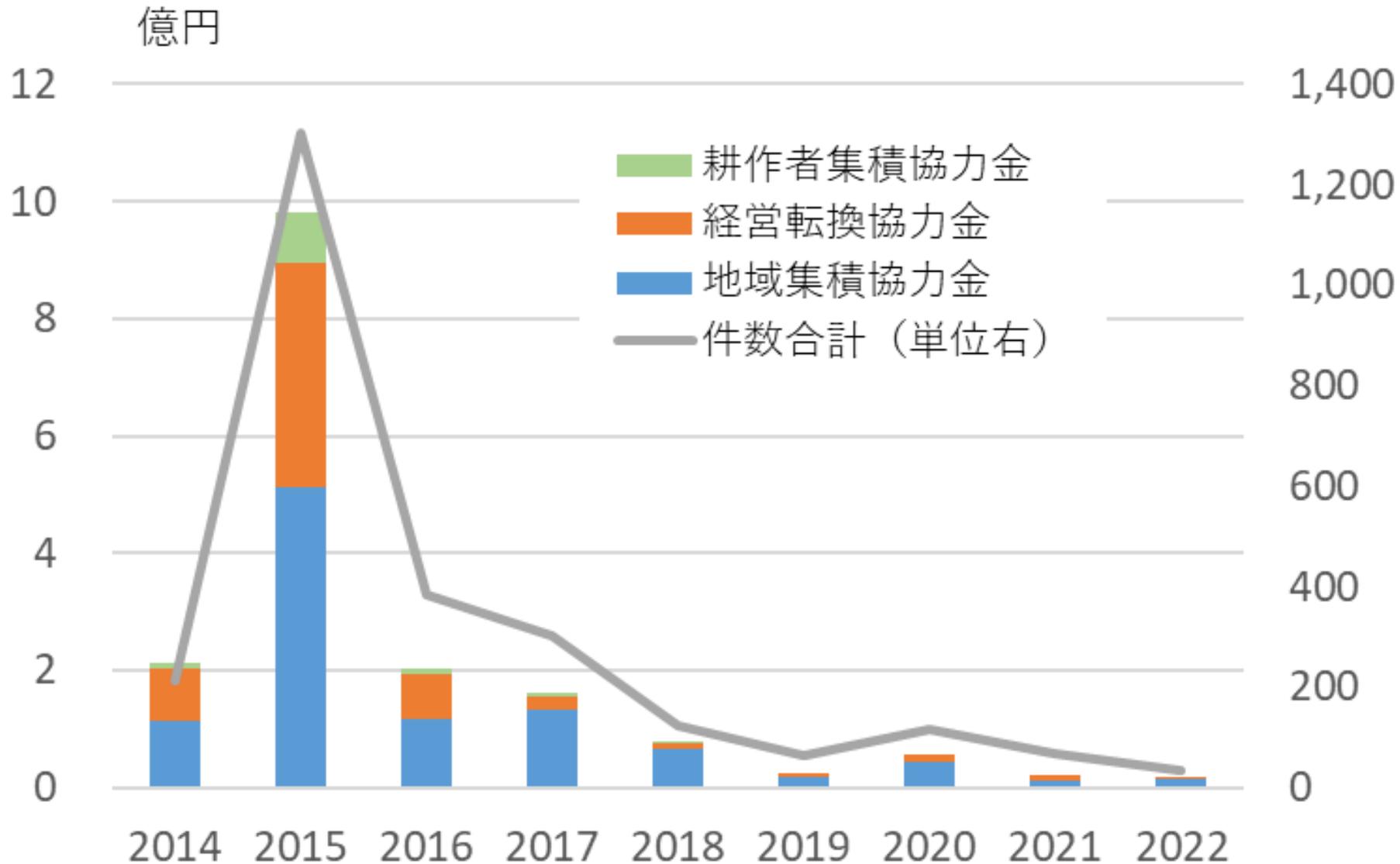
4. おわりに

岩手県花巻市の例から分かること

- 自治体・JAの支援による集落協議体制ができていると
 - ・ 短期間での補助金獲得が可能
 - ・ 地域計画策定期間でも、市が個別案件の調整可能
- 集約化は、一対一の耕作地交換の積上は効果が限定的
- 集約化を、一定の範囲で行う場合、地代の調整が必要

| 西暦 | 平成 令和 | 農業政策 | 農地政策 | 花巻市 |
|------|----------|-----------------------------|--------------------------------------|--|
| 1993 | 5 | | 農業経営基盤強化促進法 | 花巻農業振興公社設立 |
| 1998 | 10 | | | JAが農業経営・農地利用アンケート 農協・県・市が集落営農を検討 |
| 1999 | 11 | 食料・農業・農村基本法 | | 集落営農振興計画の作成 |
| 2000 | 12 | | | 以降、集落営農振興実践行動計画を毎年見直し・実施 |
| 2003 | 15 | 米政策改革大綱 | | 集落営農ビジョン(農家組合単位154個) の作成 |
| 2004 | 16 | | | 花巻を参考に集落水田農業ビジョンの策定を全県で要件化 |
| 2005 | 17 | | 特定法人貸付事業 | |
| 2007 | 19 | 品目横断的経営安定対策 | | 以降、集落営農法人化、担い手育成研修会を随時実施 |
| 2009 | 21 | | 農地法改正(①解除条件付き、②標準小作料廃止、③農地利用集積円滑化団体) | 花巻農業振興公社が円滑化団体に |
| 2010 | 22 | 戸別所得補償制度 | | |
| 2012 | 24 | 青年就農給付金 | 人・農地プラン開始 | 人・農地プラン(農協支店単位16個)の作成 |
| 2014 | 26 | 「四つの改革」KPI8割集積 | 農地中間管理事業創設 | 機構集積協力金利用のための説明会 → 多額の補助金獲得 |
| 2015 | 27 | 食料・農業・農村基本計画策定 | | |
| 2016 | 28 | 農業委員会法改正 | | |
| 2017 | 29 | | | |
| 2018 | 30 | | 農地中間管理事業の創設5年後見直し | 耕作地交換試行(3地区にまたがる3法人、7.5ha) |
| 2019 | 1 | | 人・農地プラン実質化 | 人・農地プランの実質化、農地利用アンケート |
| 2020 | 2 | 食料・農業・農村基本計画策定 (その他の農業者) | | |
| 2021 | 3 | | 人・農地など関連施策の見直し | 実質化されたプランの実践 A地区で集約化へ向けた情報交換会 |
| 2022 | 4 | | 改正農地関連法の成立 | A地区で耕作地交換約5ha |
| 2022 | 4 | | 農山漁村活性化法施行(10月) | |
| 2023 | 5 | | 改正農地関連法施行(4月予定) | 地域計画(新・集落営農ビジョン)策定への活動 8月3日農家組合長研修会 |
| 2024 | 6 | 食料・農業・農村基本法改正 | (地域計画の作成期間) | |
| 2025 | 7 | | 基盤法・機構法の本格施行(予定) | A地区で機構契約更新が大量発生見込 |

花巻市の機構集積協力金実績



資料) 花巻市役
所資料より作成。

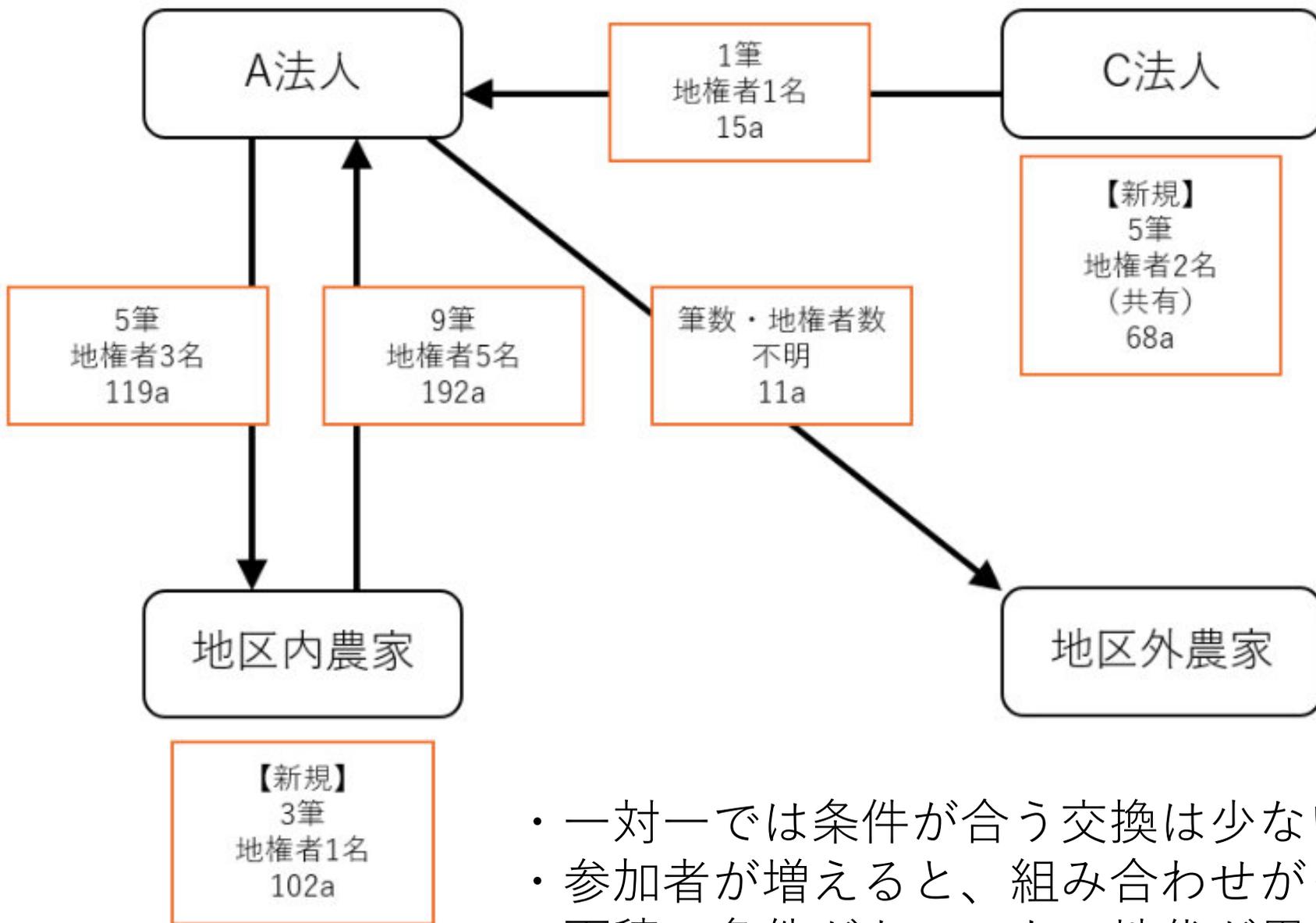
A法人における耕作地交換による農地集約

(単位：a)

| 年度 | 交換による 新規借入面積 | 前耕作者 | 交換による 契約解除面積 | 後耕作者 | 備考 | 経営面積 |
|------|-----------------|--------|-----------------|---------|--------------------|-------|
| 2015 | | | | | | 3,690 |
| 2016 | | | | | | 6,300 |
| 2017 | 81 | 地区内農家 | 305 | 地区内農家3戸 | | 6,170 |
| 2018 | 292 | 地区内農家 | | | 隣接地区3法人協議 | 6,470 |
| 2019 | 30 | 地区内農家 | 58 | 地区内農家 | | 6,840 |
| | 119 | 地区外農家 | | | | |
| 2020 | 93 | 地区内B法人 | 132 | 地区内B法人 | | 6,980 |
| | 39 | 地区内農家 | | | | |
| 2021 | 79 | 地区外法人 | 80 | 地区外法人 | 12月地区内6法人 意見交換会 | 6,980 |
| 2022 | 192 | 地区内農家 | 252 | 地区内農家 | | 7,060 |
| | 15 | 地区内C法人 | 68 | 地区内C法人 | | |
| | | | 11 | 地区外農家 | | |
| 合計 | 941 | | 906 | | | |

資料) 花巻市役
所資料、A法人資
料、ヒアリング
結果より作成。

2法人、数農家 による耕作地交換



資料) 花巻市役
所資料、A法人資
料、ヒアリング
結果より作成。

- ・ 一対一では条件が合う交換は少ない
- ・ 参加者が増えると、組み合わせがものすごく複雑に
- ・ 面積、条件があっても 地代が異なると交渉難航

岩手県花巻市の農地利用地図

(当日、表示します)

1. はじめに

2. 各地の状況

- ・ 機構を活用した持続的発展モデル
- ・ 集落協議で何が起きているか
- ・ 事前に集落行政協力体制があると？
- ・ 集積後の集約は大変
- ・ 集約化には地代調整が有効

- 愛知県豊田市 —
- 新潟県村上市 —
- 岩手県花巻市 —
- 宮城県角田市 —
- 富山県入善町 —

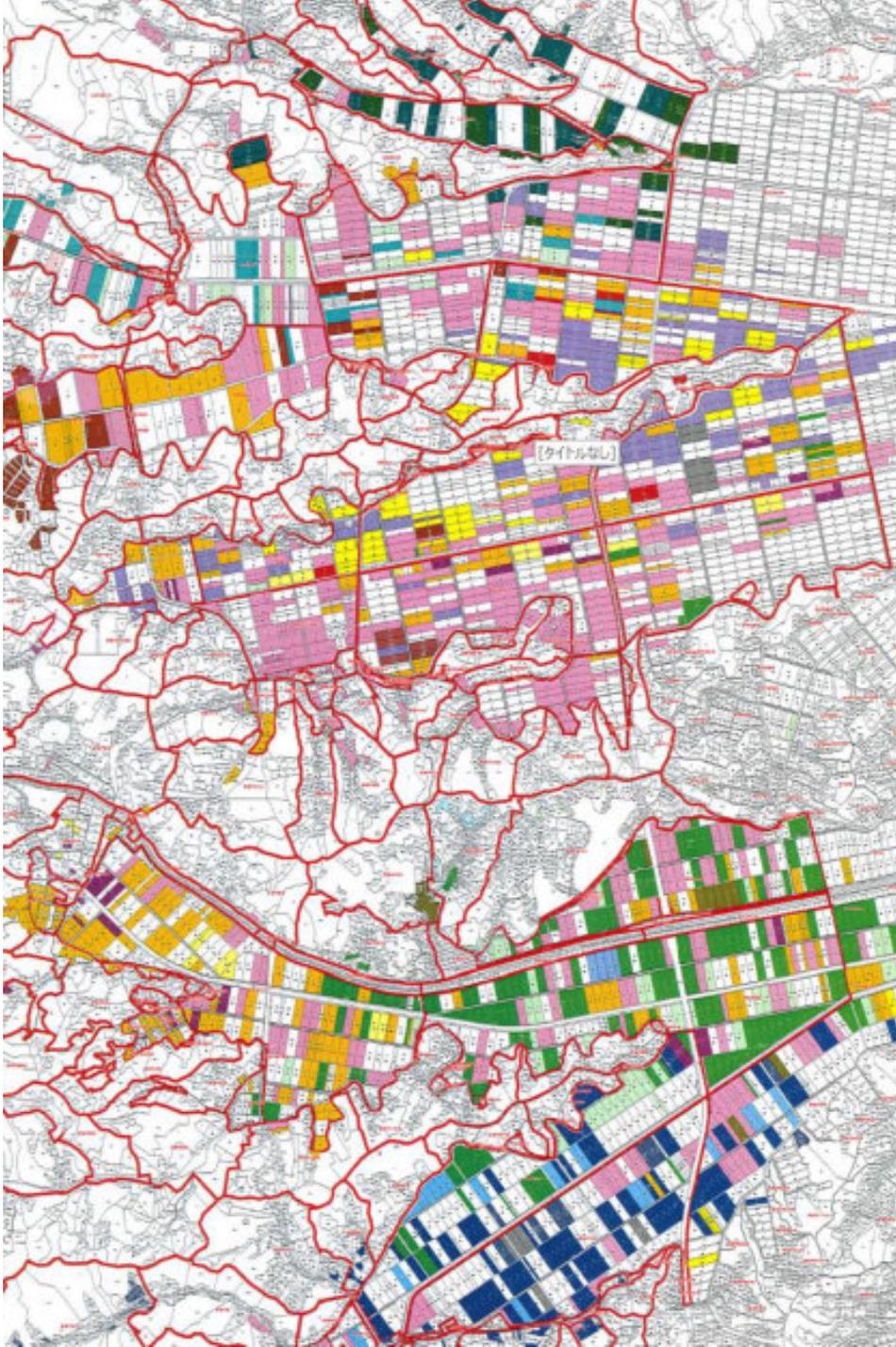
3. なぜ、うまくいかないのか

4. おわりに

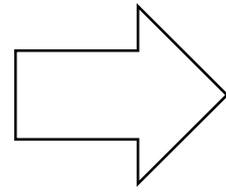
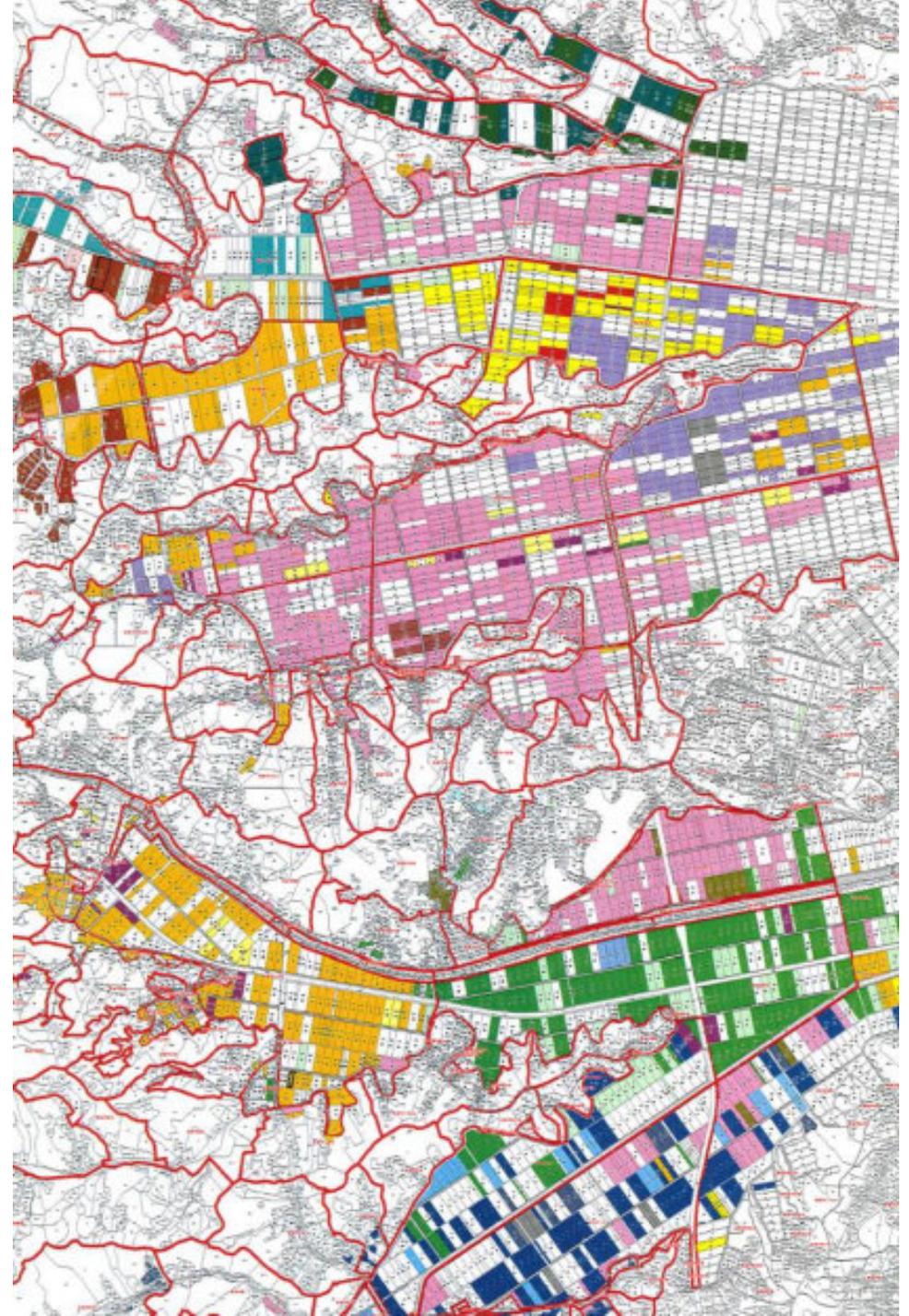
宮城県角田市の例から分かること

- 集約化は受け手同士の話し合いが必要
- 集積後の集約化は大変
- 条件が整い、行政が支援すれば可能
- (×切・手法が提示された中で)
管内一律の対応をする場合は、この取組は難しい
- 地代調整が別途必要

取組前



取組後



担い手ごとの
担当範囲の設定



宮城県
角田市
西根地区

連担化

畦畔除去

農地の受け手での調整

- 主な農地の受け手
 - 3法人 9農家 合計 12経営体
- 西根地区担い手農家協議会
 - 20名で構成
 - うち農業委員1名（発議法人の役員）
最適化推進委員2名
- 地域集積協力金を呼び水に
 - 一部を協議会の運営費に

○ 検討会等の開催実績

① 担い手の検討会及び関係機関打合せ
平成29年8月24日～平成30年11月7日
計19回 於 西根自治センター
内容：地元課題整理、土地利用計画案設定、説明会準備等

② 地元地権者への説明会
平成30年5月20日 於 西根12区公民館
平成30年5月26日 於 西根自治センター
平成30年5月27日 於 西根自治センター
平成30年5月27日 於 西根10区公民館
平成30年5月27日 於 西根3区公民館
内容：地域農業の現状、農地中間管理事業の内容について

③ 農地中間管理事業への切替え契約会
平成30年7月9日 於 西根12区公民館
平成30年7月10日 於 西根10区公民館
平成30年7月12日 於 西根3区公民館
平成30年7月13日 於 西根自治センター
内容：土地利用計画案に応じた農地中間管理事業による契約切り替え

効果（角田市西根地区）

概況 田731ha、畑239ha 世帯約780戸 人口約2500人

- 地権者の同意は7割程度
- 集積率 55.9%→57.6%
 - 経営体別経営面積は変わらない
- 畦畔除去 → 区画拡大・効率化
- 集約化 担い手の平均団地数 11団地 → 4団地
- 徐々に集積率も向上見込み ← 範囲ごとに一つの受け手

進め方のポイント（角田市西根地区）

- 担い手法人（役員が農業委員）が発議
- 受け手中心で、関係機関を含めて協議
- 地権者への説明は市役所職員
 - 政府の方針・中間管理機構の存在も後押し
 - 「自分の経営に都合の良いことを、急に言い出した」
→「各地で課題となっていることを、地域の将来のために、国・県推奨の標準的な方法で進めることにした」
- 誰がどの農地を引き受けるか（地図の色塗り）は、**次世代**が担当（受け手法人代表の息子）
- 地代のばらつきが利用調整の障害

1. はじめに

2. 各地の状況

- ・ 機構を活用した持続的発展モデル
- ・ 集落協議で何が起きているか
- ・ 事前に集落行政協力体制があると？
- ・ 集積後の集約は大変
- ・ 集約化には地代調整が有効

- 愛知県豊田市 —
- 新潟県村上市 —
- 岩手県花巻市 —
- 宮城県角田市 —
- 富山県入善町 —

3. なぜ、うまくいかないのか

4. おわりに

富山県入善町の例から分かること

- 集積の前に集約化の範囲を決めると効果的
- 前提として、地代調整が必要
- なぜ、富山で可能だったか、は今後の課題

適正な地代水準への誘導・地代交渉への支援

- 平成21年農地法改正により標準小作料制度廃止
 - ・農地利用も市場メカニズムに任せた方が上手くいくとされた
- 参考賃借料制度（標準小作料制度の継続）
 - ・全国で50程度の農業委員会が実施
（北海道・山形県・富山県に多い）
 - ・平成26年に本制度を導入した地域も多い
 - ・新潟県村上市、石川県珠洲市など
 - ・米価下落 & 米の直接支払交付金減額
- JAが円滑化団体として実施してきた地域も多い

参考賃貸借料（地代）

**この参考賃貸借料（地代）は、法律等で定められたものでなくあくまでも話し合いの参考であります。
賃貸借料については、両者で話し合いのうえ、決定してください。**

村上市農業再生協議会
村上市農業委員会

令和3年4月より

| 地域名 | 区 分 | | 参考賃貸借料（10a当たり） | | 土地改良区費 |
|--------|-------|---------------|----------------|--------|--|
| | | | 物納（kg） | 金納（円） | |
| 村 上 | 第1地区 | 土地改良済地、30a以上 | 70 | 16,500 | 経常賦課金を借り手負担、特別賦課金は貸し手負担 |
| | 第2地区 | 土地改良済地、30a未満 | 55 | 12,500 | |
| | 第3地区 | 未整備地 | 25 | 6,000 | |
| 荒 川 | 第1地区 | 30a以上のほ場整備完了地 | 70 | 14,000 | 借り手負担 |
| | 第2地区 | 20a区画の田 | 55 | 11,000 | |
| | 第3地区 | 上記以外の田 | 35 | 7,000 | |
| 神 林 | 第1地区 | | 70 | 16,500 | 経常賦課金は基本的に借り手負担 |
| | 第2地区 | | 60 | 14,000 | |
| | 第3地区 | | 40 | 9,000 | |
| | 第4地区 | | 話し合い | | |
| | 第5地区 | | | | |
| 朝 日 | 館腰地区 | 別紙（裏面） | | | 左記金額は貸し手負担の額 *借り手が負担する場合は、左記金額から土地改良区費を控除して決めてください。 |
| | 三面地区 | | | | |
| | 高根地区 | | | | |
| | 猿沢地区 | | | | |
| | 塩野町地区 | | | | |
| 山 北 | 第1地区 | | 50 | 12,000 | |
| | 第2地区 | | 40 | 10,000 | |
| | 第3地区 | | 30 | 7,000 | |

【付 記】

1. 土地改良区の組合員資格については、貸し手・借り手のどちらがなるか両者で話し合いのうえ、決定して下さい。
2. 鳥獣被害のあるほ場、ほ場条件や収量が少ない特殊田については、両者で話し合いのうえ、決定して下さい。

| タイプ | 都道府県 | 市町村数 | 市町村 | 名称 | 作成主体 | 地目 | 備考 |
|-----|------|------|-----|----|------|----|----|
|-----|------|------|-----|----|------|----|----|

標準小作料継続型

| | | | | | | | |
|------|-----|----|---|-----------|--------|-----------|--|
| | 北海道 | 13 | 旭川市、赤平市、砂川市、深川市、共和町、東神楽町、当麻町、東川町、小平町、むかわ町、浜中町、標茶町、白糠町 | 参考賃借料 | 農業委員会 | 田、普通畑、牧草地 | タマネギ畑は別途定めている場合がある。 |
| | 宮城県 | 1 | 加美町 | 参考賃借料 | 農業委員会 | 田、普通畑 | |
| | 山形県 | 10 | 庄内地区及び置賜地区 | 参考賃借料 | 農業委員会等 | 田、普通畑 | 酒田市は、2015年度から市農地集積センター参考賃借料検討協議会。 |
| | 福島県 | 1 | 浅川町 | 農地賃借料 | 農業委員会 | 田、普通畑 | |
| | 茨城県 | 1 | 笠間市 | 農地賃借料情報 | 農業委員会 | 田、普通畑 | |
| | 富山県 | 9 | 小矢部市、射水市、舟橋村、上市町、入善町等 | 農地参考賃借料など | 農業委員会 | 田、普通畑 | 小矢部市は、ほ場整備済み1区画30aを基準。毎年改訂。入善町は算定会議を開催 |
| (41) | 山梨県 | 1 | 富士川町 | 農地賃借料情報提供 | 農業委員会 | 田、普通畑 | |
| | 長野県 | 4 | 上松町、小谷村、野沢温泉村、信濃町 | | 農業委員会 | 田、普通畑 | |
| | 静岡県 | 3 | 牧之原市、御前崎市、菊川市 | 参考小作料 | 農業委員会 | 田、普通畑、樹園地 | 茶園は設備に応じて増減 |
| | 京都府 | 1 | 木津川市 | 標準借地料 | 農業委員会 | 田、普通畑、樹園地 | 茶園は設備に応じて増減 |
| | 佐賀県 | 1 | 小城市 | 参考小作料 | 農業委員会 | | |

| タイプ | 都道府県 | 市町村数 | 市町村 | 名称 | 作成主体 | 地目 | 備考 | |
|-----------|-------------|------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------------------------|--------------------------------|
| (6) | 米価下落 対応型 | 新潟県 | 3 | 村上市ほか | 参考賃借料 | 市再生協と農業委員会 | 田 | 村上市は、物納量も決定。村上市を契機に上越市、妙高市が導入。 |
| | | 石川県 | 1 | 珠洲市 | 参考賃借料 | 水田参考賃借料検討会 | 田 | |
| | 佐賀県 | 1 | 江北町 | 標準賃借料 | 農業委員会 | 田 | | |
| | 長崎県 | 1 | 波佐見町 | 参考賃借料 | 農業委員会 | 田 | | |
| 農協 主導型 | 秋田県 | | JA秋田おぼこ大曲地区 | 不明 | - | | JAの支所単位で実施（実施していない支所もある） | |
| | 山形県 | | JAさがえ西村山 | 農地賃借料表 | 〇〇市賃借料設定協議会 | 田、畑 樹園地 | 自治体ごとに設定。実際はJA主導 | |
| | 新潟県 | | JA新津さつき | 円滑化事業賃料基準価格 | JA | 田 | 資料：全農業委員会HP確認、および県農業会議へのヒアリング | |

地代目安提示の効果

- 地代交渉の負担軽減（米価下落時は大変）
- 農地集約・耕作地交換が容易
- 機構を通じた権利設定の際の根拠

富山県入善町の農地利用地図

(当日、表示します)

1. はじめに

2. 各地の状況

- ・ 機構を活用した持続的発展モデル
- ・ 集落協議で何が起きているか
- ・ 事前に集落行政協力体制があると？
- ・ 集積後の集約は大変
- ・ 集約化には地代調整が有効

- 愛知県豊田市 —
- 新潟県村上市 —
- 岩手県花巻市 —
- 宮城県角田市 —
- 富山県入善町 —

3. なぜ、うまくいかないのか

4. おわりに

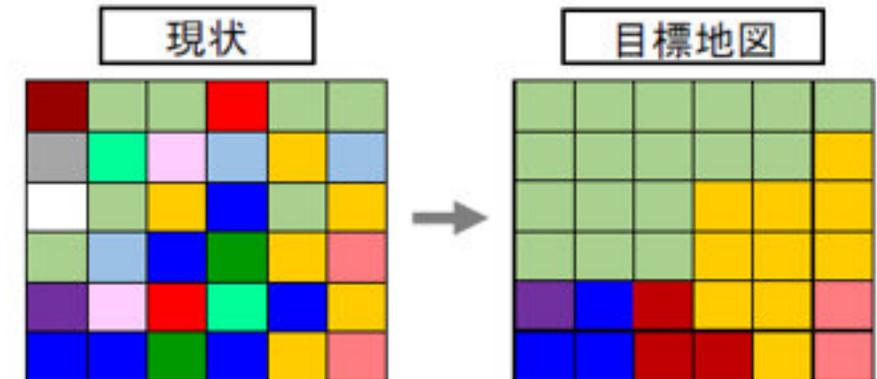
地域計画・目標地図作成の問題点

○構造政策は色塗りパズルなのか

○デフォルメされた例に欠けている点

- 面積、生産条件、地代、が異なる
- 借り手の投資（土作り）が価値に連動（有益費）

※目標地図のイメージ



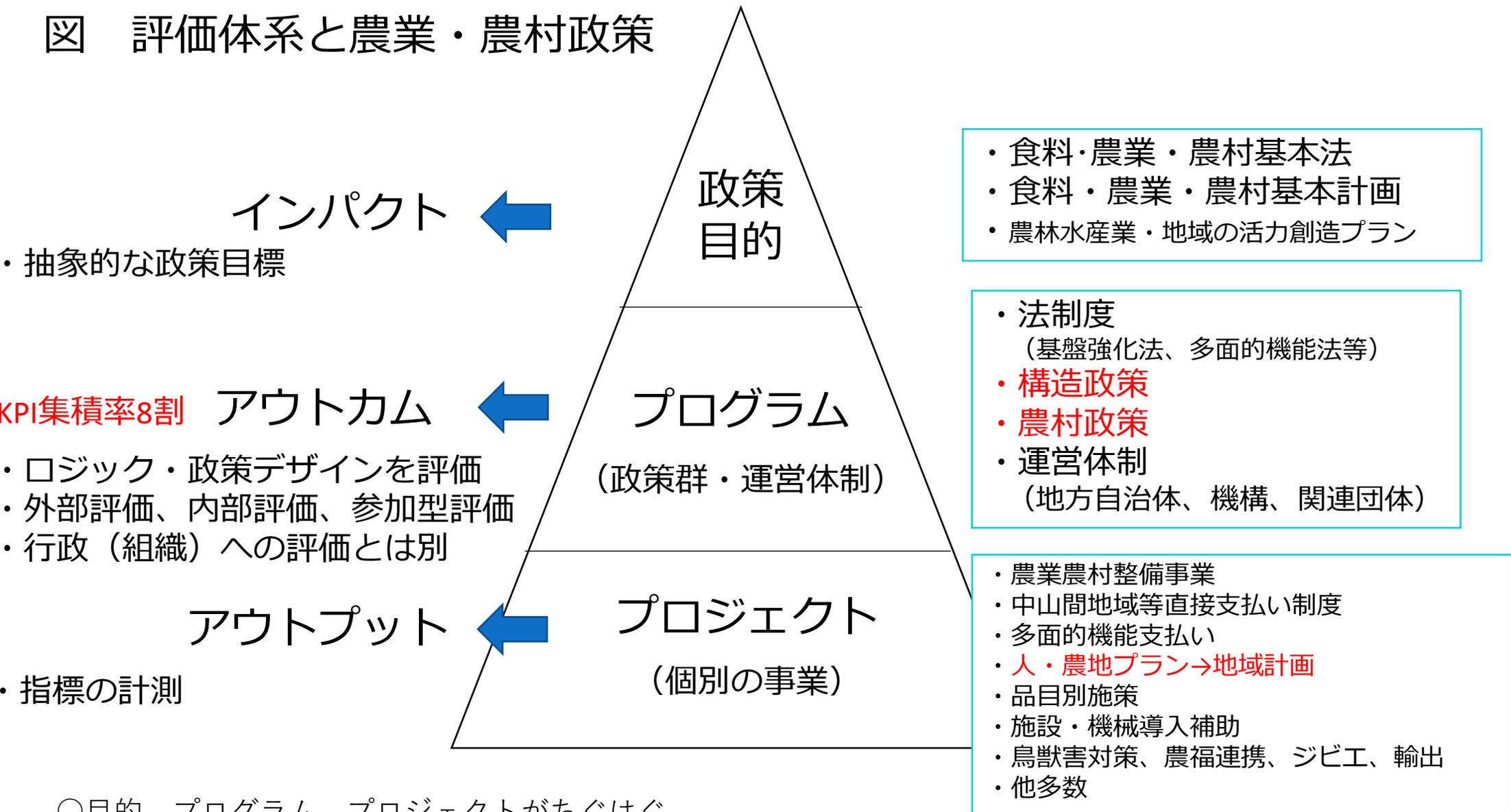
○集落協議が進まない理由

- むらは、積極的には、構成員同士の利害調整を行いたくない
- 現状のむらの文化・構造では、地権者の意向は無視できない
- 受け手同士は、農地確保の競争相手 Win-Winでも話が進まないことも
- 何のためになるか
 - = 地域の持続的発展とどう関係があるか、よく分からない

集積と集約の順番問題

- 集積してから集約 は 解くのが難しいパズル
- 先に集積の場合の問題点
 - 調整・取引の量が膨大になる
 - 個別交換の積み重ねではなく、ゾーニングが有効
 - 規模拡大意向農家は、集約を妨げる行動が合理的
 - 隣地耕作者が優先的なら、規模拡大の足がかりとして、他集落に飛び込み（布石）
- 集積の前に、集約、ゾーニングが有効
 - 宮城県角田市 集積経過後のゾーニング負担
 - 富山県東部（入善町等） 平場の陣取り合戦は終わった（地代調整済み）

図 評価体系と農業・農村政策



○目的、プログラム、プロジェクトがちぐはぐ

○総合的評価をすべきアウトカムを単一指標で計測、継続

・目的を修正（多様な担い手？）しても、KPIや体制が修正されない（そもそも目的の修正内容も不明瞭）

○地域（作目、経営環境、歴史等）に合わせた執行がしづらい

宮城県

集積率(県全体)

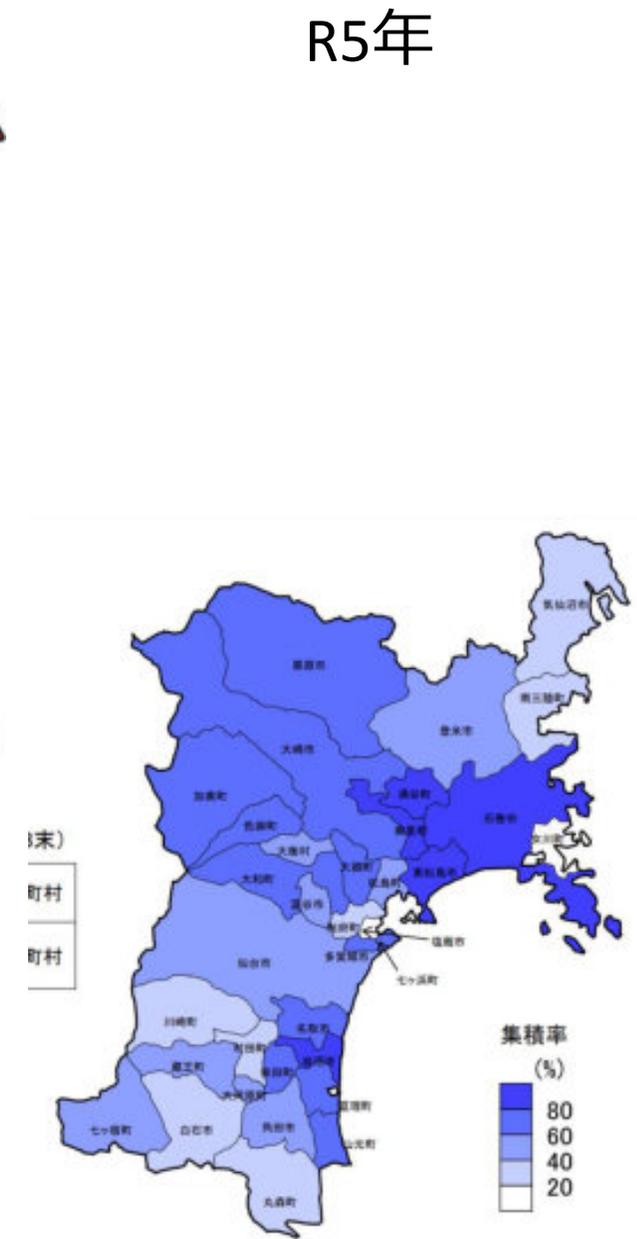
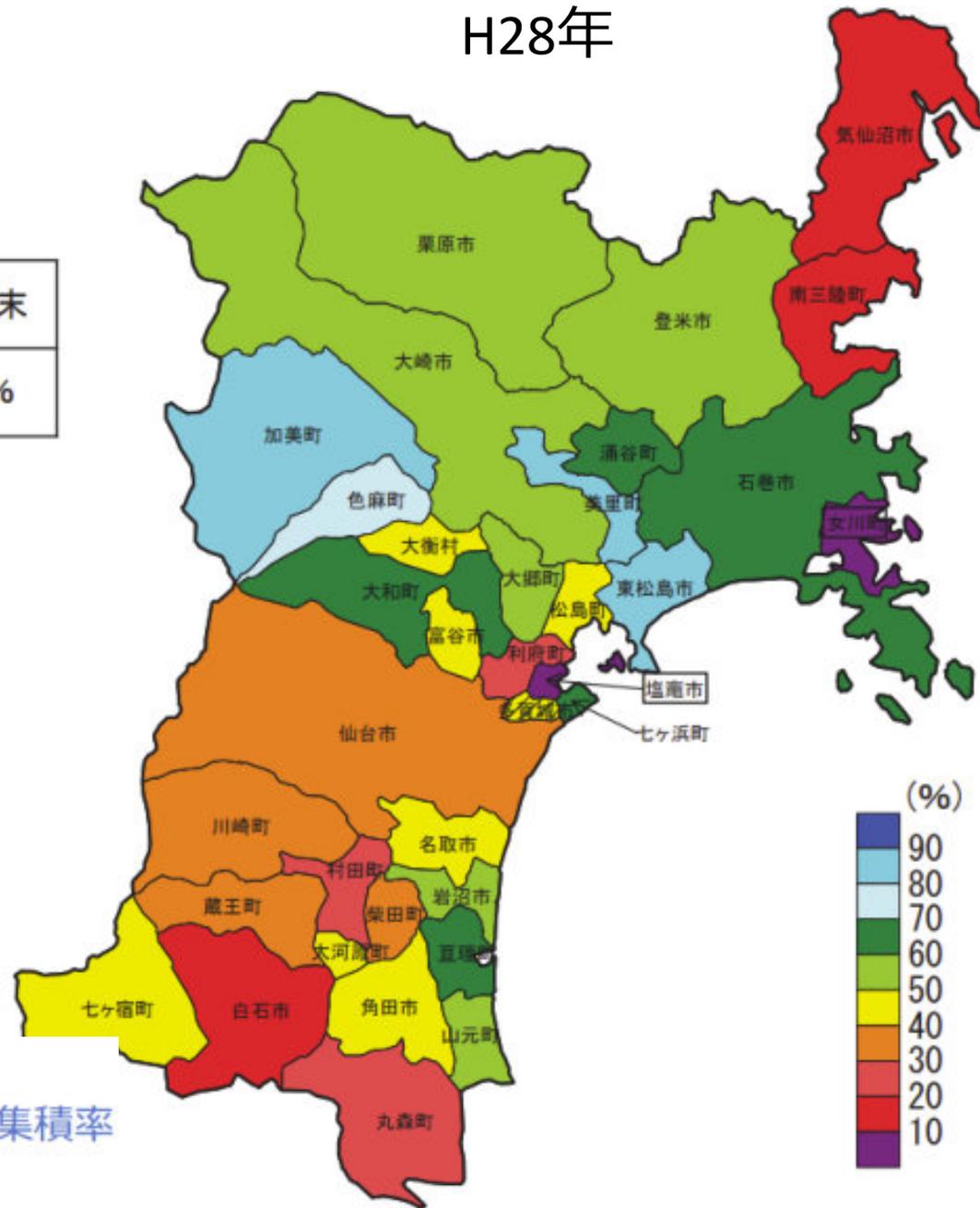
| H26.3末 | H27.3末 | H28.3末 | H29.3末 |
|--------|--------|--------|--------|
| 47.0% | 48.8% | 51.6% | 54.5% |

市町村別に 集積率を公表
色塗りで「分かりやすい」が

**分析できる形で
数値公表していない**

- ① 認定農業者
- ② 認定新規就農者
- ③ 集落営農
- ④ 基本構想水準到達者

$$\frac{\text{「担い手」が利用している面積}^{\ast 1}}{\text{耕地面積}^{\ast 3}} \times 100 = \text{集積率}^{\ast 2}$$



※1: 斜線は農業振興地域の設定がある市町村のうち、平成29年3月末までに農地中間管理事業の実績がない市町村
 ※2: 四角囲みの市町村は農業振興地域の設定がない市町村

市町村職員の行動様式

1. 法令遵守
2. 正当なクレームの回避
 - ・ 個別利益確保
 - ・ 補助事業を知らない出せない は減らす
3. 公平な運用
4. 労働負荷軽減 ・ 人員削減 ・ 働き方改革
5. 個別具体的な課題への対処 優先度低

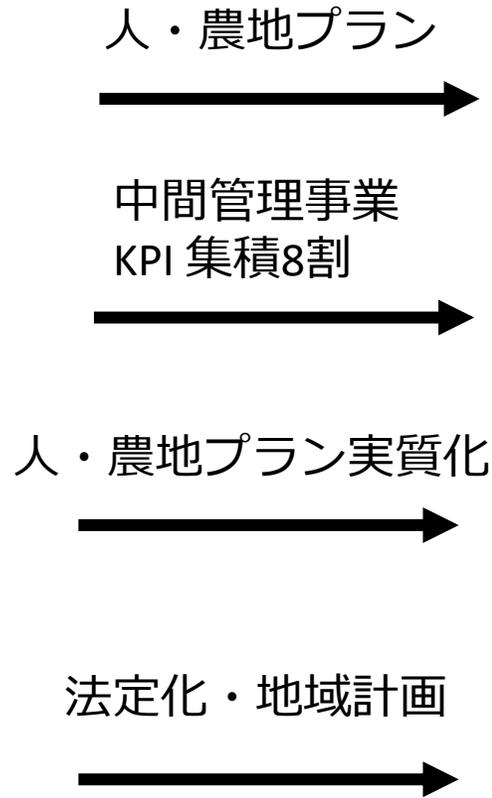
農水省と市町村の関係

農林水産省

期待された効果が得られない



- ・ 補助金連動 (アメ)
- ・ 様式・スケジュールを細かく提示
- ・ 具体例を提示



補助金の
付属資料

補助金獲得
手続き変更対応

形式的
最低限の対応？

形式的
最低限の対応？

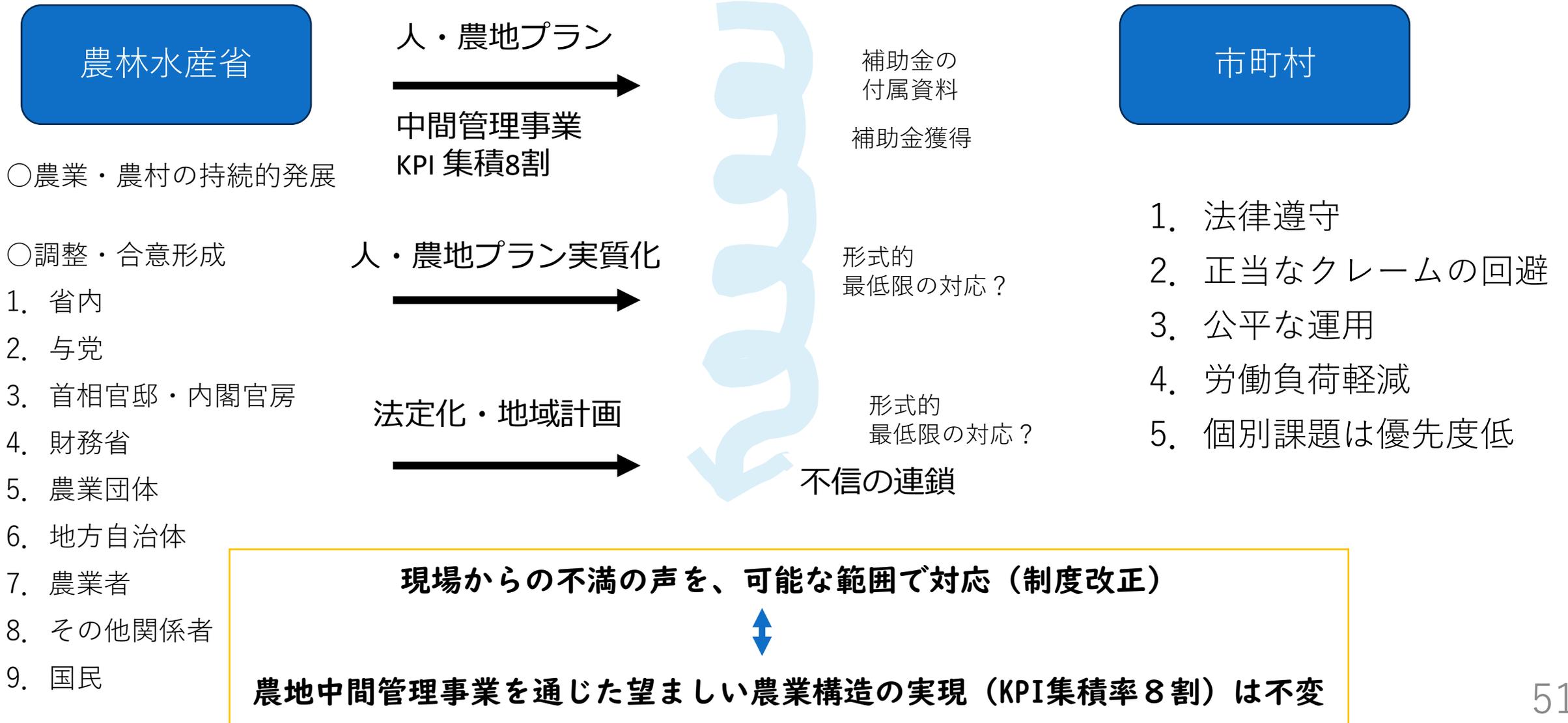
市町村

1. 法律遵守
2. 正当なクレームの回避
3. 公平な運用
4. 労働負荷軽減
5. 個別課題は優先度低

最低限の内容を
推奨方法で
公平に実施

不信の連鎖

農林水産省への調整負荷が大きい



1. はじめに

2. 各地の状況

- ・ 機構を活用した持続的発展モデル
- ・ 集落協議で何が起きているか
- ・ 事前に集落行政協力体制があると？
- ・ 集積後の集約は大変
- ・ 集約化には地代調整が有効

- 愛知県豊田市 —
- 新潟県村上市 —
- 岩手県花巻市 —
- 宮城県角田市 —
- 富山県入善町 —

3. なぜ、うまくいかないのか

4. おわりに

おわりに

農地利用に関する政策が、うまく機能していないのは、
制度配置とタイミング（順序）が悪かったから

各主体は

（自治体、農業委員会、農水省、むら、農業者、政治家、内閣官房、研究者等）

構造的問題を意識しつつ、可能な改善を続けるしかない